# 長与町農業委員会会議録

平成２９年４月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

# 平成２９年４月農業委員会総会

１．日時　　平成２９年４月２６日（水）　　１５時５５分から１７時００分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１６名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | １番　田中　稔 | | |
| 会長職務代理者 | ２番　辻　末男 | | |
| 委員 | ３番　山口　益子 | ４番　入江　武則 | ５番　白﨑　純範 |
| | ６番　河内　秀治 | ７番　井上　良信 | ８番　柳原　厚志 |
| | ９番　山本　純博 | １０番　水谷　勉 | １１番　柿本　正博 |
| | １２番　柿本　香代 | １３番　上杉　司 | １４番　浅井　春千代 |
| | １５番　松尾　義徳 | １６番　柿本　尚文 | |

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

| | |
|---|---|
| 第１ | 議事録署名委員の指名　１４番　浅井　春千代　１５番　松尾　義徳 |
| 第２ | 第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について |
| 第３ | 第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について |
| 第４ | 第３号議案　農地利用集積計画について |
| 第５ | 第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について |
| 第６ | 第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について |

６．農業委員会事務局職員

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 和田　弘 |
| 課長補佐 | 村田　佳美 |
| 農政農地係主任 | 岩瀬　博暢 |

事務局　平成２９年４月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は１６人全員の出席であることを報告致します。
　では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、こんにちは。それでは、平成２９年４月の農業委員会総会を開催致します。
　まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１４番、浅井春千代委員、１５番、松尾義徳委員を指名致します。
　日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案農地法第５条の規定による許可申請が１件、第３号議案農地利用集積計画が４件出されております。それから、報告事項では、農地法第４条の届出が１件、農地法第５条の届出が３件となっております。
　では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入る訳ですが、その前に、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○番、○○委員におかれましては、しばらくの間退席をお願いします。

【○○委員、退席】

議　長　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号２、申請地が、長与町三根郷（地番）、田、６４４㎡と同じく（地番）、田、６６２㎡の合計１，３０６㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。申請者は、譲渡人が、長与町三根郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町三根郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買での所有権移転です。所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、長年、地元で水稲栽培を行ってきましたが、最近は高齢化に伴う体力不足のため、十分な肥培管理を行うことができなくなってきており経営規模拡大の意向のある譲受人へ売却するということです。
　譲受人の世帯は労働力が３人で、耕作地は、田、６，１５８㎡、畑、３，６５９㎡、樹園地８，４４３㎡の合計１８，２６０㎡です。都市計画区域外です。
　申請地を申しあげます。２ページをご覧下さい。三根郷、県道多良見線、ＪＲ長崎本線沿いの三根地区で（施設名）入り口前○○橋を○○川上流に３０ｍ行ったところを右折し、３０ｍ入ったところの２筆になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地元委員さんから補足説明はありませんか。
２番、辻委員。

２　番　　地元の委員さんが本議案の当事者のため依頼があり、４月１２日に立会いを行いました。譲渡人は、高齢のため耕作が難しく後継者も農業はしたくない。とのことで隣接の方に譲るとのことです。譲受人は労働力があり後継者も近くに住まわれているので将来にわたって労働力は心配ないと思われますので、譲受人として適任だと思われます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　売買単価が分かれば教えてください。

事務局　　２筆で〇〇万円のため、１０ａ当たり約〇〇円です。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法第３条の許可申請を許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、許可することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。
【〇〇委員、着席】

議　長　　〇〇委員に申し上げますが、申請があった所有権移転は、全員一致で許可することに決定

されたことを報告いたします。

続いて第２号議案農地法第５条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局　それでは第２号議案農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の１ページをお開き下さい。整理番号４、申請地は長与町岡郷（地番）、畑、１，０８７㎡です。農地区分は、農用地区域外の１筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、製品倉庫、駐車場、資材置場の造成のための所有権移転になります。

施設概要は、製品倉庫が、木造倉庫１棟、建築面積２５６．０８㎡。駐車場が、普通車７台分、４ｔトラック１台分、２ｔトラック１台分。資材置場にはラック１１個を設置する計画です。

備考の欄に記載しているとおり、譲受人は、アルミサッシ及びアルミ手摺の製作、加工販売業を経営しており、業務拡大に伴い現在の会社倉庫、資材置場、従業員用の駐車場等が手狭になり、事務所近隣の当該申請地を新たな事業用地として確保することとなりました。

申請地は、現在のまま利用を行います。また、建物の高さを加減し近傍農地への日照等に影響を及ぼす恐れを生じさせない措置を講じるとしております。雨水排水については水路放流及び自然流下。汚水、生活雑排水は公共下水道となります。都市計画区域外になります。

なお、立地基準は、２種農地、一般基準については、書類と現地での確認上問題はございません。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。岡郷の国道２０７号線〇〇バス停から町道に入り左手〇〇湾〇〇の方へ約３００ｍ下った道路の左側になります。以上で説明を終わります。

議　長　地元委員さんから補足説明は、ありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　平成２９年１月に農用地区域の除外を行ったところで、内容については事務局の説明のとおりです。これまで、従業員の駐車場が無かったため、護岸道路に車が停まっていたので、今回駐車場も整備されるとのことで地元としてもいいと思われます。近隣への被害もありません。

議　長　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。
この農地法第５条の許可申請を進達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、県に進達することに、決定致します。
それでは、第３号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案農用地利用集積計画にはいりますが、１ページから４ページの例月・規定・集計表等については、省略させていただきます。
それでは議案書の５ページをお開き下さい。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。所有権を移転する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。所有権を移転する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、２，４０２㎡。所有権の登記の有無は所です。利用の目的は、果樹です。所有権の移転時期は、平成２９年５月１日。対価としては、〇〇万円の現金払いです。対価の支払い期限と引渡しの時期は、所有権の移転時期と同日扱いとなります。
次に利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、売買となります。
この１件目は、説明のとおり通常の貸し借りに伴う利用権設定ではなく、所有権の移転で、町長部局所管の産業振興課で両申請者に替わって嘱託登記を行うための申請になります。
土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線〇〇バス停から〇〇方向に２５０ｍ上りまして右折し、（事業所名）を通過し、町道を約３００ｍ上って行くと申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　地元委員さんの補足説明があればお願いします。
１６番、柿本委員。

１６番　　現地は、一部原野化していたが、譲受人が伐採し、伊木力を植栽しています。譲受人は、現在１．５ｈａの農地を耕作されていますが、将来的には３ｈａまで規模拡大を希望されています。また、譲渡人は、今後規模縮小を考えており今回の売買となりました。特に問題は無いと思われます。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
続いて、２件目について説明をお願いします。

事務局　　次に９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番)、田、１，８３７㎡と同じく（地番)、田、１，１５４㎡の２筆です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年５月１日から平成３３年４月３０日までの４年間で、年間借り賃は１０ａ当たり〇〇円です。新規になります。
１１ページをお開き下さい。土地の所在地は、なかなか説明しづらいのですが、図面の三根郷、〇〇橋と〇〇寺、ＪＲ長崎本線、そして県道多良見線をもとに（地番)、(地番）の２筆の申請位置を確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんの補足説明があればお願いします。
８番、柳原委員。

８　番　　事務局の説明のとおり、受けての（氏名）さんは、近隣の水田も耕作されており問題ありません。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
続いて、３件目について説明をお願い致します。

事務局　　それでは、１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。
利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、４２９㎡、（地番）、畑、１，３８０㎡、（地番）、畑、８８９㎡。岡郷（地番）、畑、５９１㎡の４筆の合計面積３，２８９㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で具体的な作物名は果樹です。平成２９年５月１日から３９年４月３０日までの１０年間です。新規です。
１４ページをお開き下さい。岡郷、○○バス停付近の地図をつけておりますが、図面上段の部分が（地番）と下段部分が、（地番）と（地番）となります。１５ページをご覧下さい。岡郷、○○バス停から○○公園方向に４０m進んで右折し、○○岳へ約６００m上ると、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　地元委員さんから補足説明は、ありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　使用貸人の（貸主）さんが叔父、使用借人の（借主）さんが甥の関係です。今回、新規契約となっておりますが、以前より（借主）さんが耕作されていたので、（貸主）さんから（借主）さんへ所有権移転をしたいとの意向があるようですが、（貸主）さんが農業者年金を受給されているので、移転できないと言われておりました。事務局で内容を確認し、当事者へ説明をお願いします。

議　長　　ただ今、地元委員から補足説明がありましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、４件目について説明をお願い致します。

事務局　　１６ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、５９５㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で具体的な作物名は、果樹です。平成２９年５月１日から４９年４月３０日までの２０年間です。新規です。
　１８ページをお開き下さい。岡郷〇〇地区で、国道２０７号線横、（施設名）の斜め横が（地番）、５９５㎡です。以上で説明を終わります。

議　長　　地元委員さんからは、ありませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　使用借人の（氏名）さんが甥、使用貸人の（氏名）さんが叔母の関係です。これまで（貸主）さんが耕作されておりましたが、出来なくなってきたため、隣接農地を耕作している（借主）さんへ耕作を依頼ものです。使用借人の（氏名）さんは、みかんとイチジクを３．５ｈａ作付けしており地域でも中核農家で、栽培等に関しても研究熱心な方なのでよろしくお願いします。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。
　５番、白﨑委員。

５　番　　契約書の具体的な作物の欄に果樹と記載してありますが、果樹もいろいろあるので、みかん等具体的に記載していただくよう要望します。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
これからは、報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局　　別紙の、平成２９年４月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。
農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）、代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、建築業です。譲受人は、（氏名）さん、長崎市西山台（地番）、公務員です。
２．土地の所在等。ヴューテラス長与北陽台（街区番号）、１８０㎡です。３．転用計画は、住宅用地。４．申請日は平成２９年３月２４日。５．専決処分の日は平成２９年３月２９日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年４月２６日長与町農業委員会事務局長和田弘。
次に２ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　意見、質問が無いようなので、続いて報告をお願いします。

事務局　　３ページをお開き下さい。３ページから４ページまでは、同地区ですので内容もまとめて先に申し上げます。
農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、会社員です。譲受人は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）、会社員です。２．土地の所在等、長与町嬉里郷（地番）、２３３㎡です。３．転用計画は、住宅用地。４．申請日は、平成２９年４月４日。５．専決処分の日

は、平成２９年４月１１日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年４月２６日。長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に４ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、会社員です。譲受人は、（氏名）さん、大村市武部町（地番）、会社員です。２．土地の所在等、長与町嬉里郷（地番）、３．１６㎡です。３．転用計画は、非常階段。４．申請日は、平成２９年４月４日。５．専決処分の日は、平成２９年４月１１日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年４月２６日。長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に５ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。〇〇グラウンドから嬉里郷〇〇自治会の方へ、町道を約９０ｍ進んで右折し、約７５ｍ山側へ進んで、右に約５０ｍ行ったところになります。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　意見、質問が無いようですので、続いて説明をお願いします。

事務局　　６ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、届出者は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）、無職です。２．土地の所在等ですが、長与町丸田郷（地番）、４６８㎡、同じく（地番）、２７１㎡、計７３９㎡です。３．転用計画は、共同住宅用地。４．申請日は、平成２９年４月１０日。５．専決処分の日は、平成２９年４月１２日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年４月２６日。長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に７ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。丸田郷、（地区名）、〇〇団地から、（施設名）に向かって町道を上りあがって行った（施設名）駐車場の道路右下になります。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年４月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会します。